

令和4年第8回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月25日（木）午後2時00分より

2 場 所 伊達市役所第2庁舎第1会議室

3 出席委員

農業委員

1番	廣瀬	匡聡	2番	梅津	和美	3番	宮澤	豊
4番	板東	俊昭	5番	畠山	義則			
7番	三木	克輝	8番	水戸部	俊輝	9番	小貫	豊

農地利用最適化推進委員

栗橋	誠	八木沼	保幸	広瀬	英俊	佐藤	修
馬場	旭	佐々木	園美	佐藤	正幸		

4 欠席委員

農業委員

6番 佐藤 和信

農地利用最適化推進委員

松下 敬夫 大友 敏雄

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 正人 農地係長 鈴木 洋夫 農地係主任 伊達 元成

令和4年第8回農業委員会総会議事

区分	申請内容	議事番号	頁	可否 区別	摘要
議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について	1	1	可	
議案第2号	農地法第3条の許可申請について	1	2	可	
議案第3号	農地法第4条の許可申請について	1	3	可	
		2	3	可	
議案第4号	農地法第5条の許可申請について	1	4	可	
		2	4	可	
議案第5号	農地所有適格法人の要件確認について	1	5	可	
		2	5	可	
		3	5	可	
		4	5	可	
		5	5	可	

会 長 それでは、ただいまから、令和4年第8回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。
出席農業委員は、9名中 8名 で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案5件となっております。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

事務局 本日、議席番号6番佐藤和信委員、農業委員推進委員の松下敬夫委員、大友敏雄委員より総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和4年9月の行事予定につきましては、お手元に配布いたしました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会 長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、宮澤 豊 委員、及び

議席番号4番、板東 俊昭 委員 の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の伊達主任を指名いたします。

会 長 それでは、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について」を上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号につきましては、賃貸借中の農地を他の農業者に売買する希望があるため、売買の前に合意解約するものです。

会 長 それでは審議に入ります。

番号1について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。

番号1について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、議案第2号「農地法第3条の許可申請について」を上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号につきましては、XXXXXXXXXXさんは、現在札幌市で会社を経営しており、農業を引き継ぐ予定がありません。相続した農地が荒廃する前に、昔からお世話になっている農業者のXXXXXXXXXXさんに贈与して農地を有効活用してもらいたいとのことです。

会 長 それでは、審議に入ります。
番号1について、発言のある方は挙手願います。

八木沼委員 参考までに聞きたいのですが、贈与税については発生するのですか？

事務局 発生します。買い手の■■■■さんにも発生する税金の額についても、おおよその金額を提示しまして、その上で双方合意しております。

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。
番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会 長 次に、議案第3号「農地法第4条の許可申請について」を上程いたします。なお、本案件については、農地面積が30a（アール）以下の農業用施設の設置であり、北海道農業会議からの意見聴取の対象から除外できるものであることから、農業委員会総会の判断・意見をもとに、農業委員会会長の専決で許可または不許可の処分の決定を行うことといたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、番号1及び番号2は■■■■の2件です。場所は牧場内の一角です。内容は厩舎と機械器具庫の新設です。機械器具庫には大型トラクター、ショベルカー、ホイールローダー等を格納する予定です。ともに農業用施設に該当するので、例外的に転用が認められるものです。なお、この農地は農用地区域内になっているので、用途変更の手続きの最中で、その手続きが終わったら許可を出す予定です。

会 長 それでは審議に入ります。
番号1について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については、農業委員会会長専決により許可処分相当と決定いたします。

会 長 次に、番号2について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については、農業委員会会長専決により許可処分相当と決

定いたします。

なお、番号1及び番号2については、農用区域内の農地であり農業振興地域整備計画の変更手続きを伴う転用事案であることから、正式許可については変更公告期間満了後に、改めて行うことといたします。

会 長 次に、議案第4号「農地法第5条の許可申請について」を上程いたします。

はじめに、番号1については、農地面積が30a（アール）以下の農家住宅建築に附帯する進入路であり、北海道農業会議からの意見聴取の対象から除外できるものであることから、農業委員会総会の判断・意見をもとに農業委員会会長の専決で許可または不許可の処分を行うことといたします。

続いて、番号2については、農業委員会総会の意思決定をもとに、北海道農業会議へ意見聴取を行い、その回答結果を踏まえ、農業委員会会長の専決で許可・不許可処分を決定することといたします。

議案内容について、事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、番号1については、農業者住宅の新築に伴う進入道路の確保のための転用です。

番号2については、風況データを収集するための風況観測塔の設置です。場所は南黄金町の風車がたくさん設置されているエリアで、高速道路より海側です。これは仮設工作物の設置に伴う一時転用に該当するので、例外的に許可がみとめられるもので、農業会議に意見徴収をしたのちに許可・不許可を決定するものです。一時転用の使用期間は3年間で、使用後は農地に復帰するものです。

会 長 それでは審議に入ります。
番号1について、発言のある方は挙手願います。

佐藤修委員 この場所は牧草畑になっているが使用者の許可は得ているのか？

事務局 使用者に説明して理解をもらっています。

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

（委員挙手）

会 長 賛成多数ですので、番号1については、農業委員会会長専決により許可処分相当と決定いたします。

会 長 次に、番号2について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。

番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については、許可処分相当と決定し、北海道農業会議へ意見聴取を行った上、その回答が許可相当で一致した場合は、農業委員会会長の専決で転用事業者へ許可書を交付することといたします。

会 長 次に、議案第5号「農地所有適格法人の要件確認について」を上程いたします。
はじめに、番号1ですが、私が当事者のため議長を会長職務代理者と交代します。

職務代理 議長を交代しましたので、よろしくお願ひいたします。

番号1の審議にあつては、小貫委員の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、小貫委員の退席をお願いします。

(小貫委員退席)

職務代理 それでは、番号1の議案の内容について事務局より説明願います。

事務局 番号1についてはすべて要件を満たしていることを法人報告書で確認いたしました。

職務代理 それでは審議に入ります。

番号1について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

職務代理 よろしいですか。それでは採決します。

番号1について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

職務代理 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

(小貫委員入室)

職務代理 小貫委員に報告いたします。

番号1については、原案のとおり受理することに決定いたしました。

議長を交代いたします。

(小貫会長議長席へ着席、板東委員自席へ着席)

会 長 次に、残りの案件である番号2から番号5の議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、番号2から番号5についてはすべて用件を満たしていることを法人報告書で確認いたしました。

会 長 それでは審議に入ります。
番号2について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号2について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号3について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3については原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、番号4について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号4について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号4については原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、番号5について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。
番号5について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号5については原案のとおり受理することといたします。

会 長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

会 長 これをもちまして、令和4年第8回伊達市農業委員会総会を閉会いたします。

議事の正確を期すためここに捺印する。

令和4年8月25日

議 長 小 貫 豊

3 番 宮 澤 豊

4 番 板 東 俊 昭